

第2章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の目的

私たちは、自分たちの生活を暮らしやすくするために、男・女の区別なくお互いができるることをやり、感謝の気持ちを持ち、喜びも責任も分かち合う社会を築くことが大切です。このような社会を実現するため、平成25年に「西和賀町男女共同参画プラン」を策定し施策を実施してきました。

しかし、町民アンケートでの結果に表れているように男女の平等感は、未だに男性が優遇されているという意識が強く、家事仕事の負担は女性に偏っている状況です。

また、社会全般においては、多様な性のあり方への理解、あらゆる暴力（ハラスメント）の根絶、自然災害における避難所運営等の防災分野への女性の参画が大きな課題となっています。

このような課題を踏まえ、女性が継続的に就業できる環境や地域活動等への参画、男性の子育てや介護への参画など、男女が相互に協力し、バランスの取れた生活の実現が必要であることから、家庭・地域・学校・企業のあらゆる分野から総合的かつ効率的に推進するための指針とするものです。

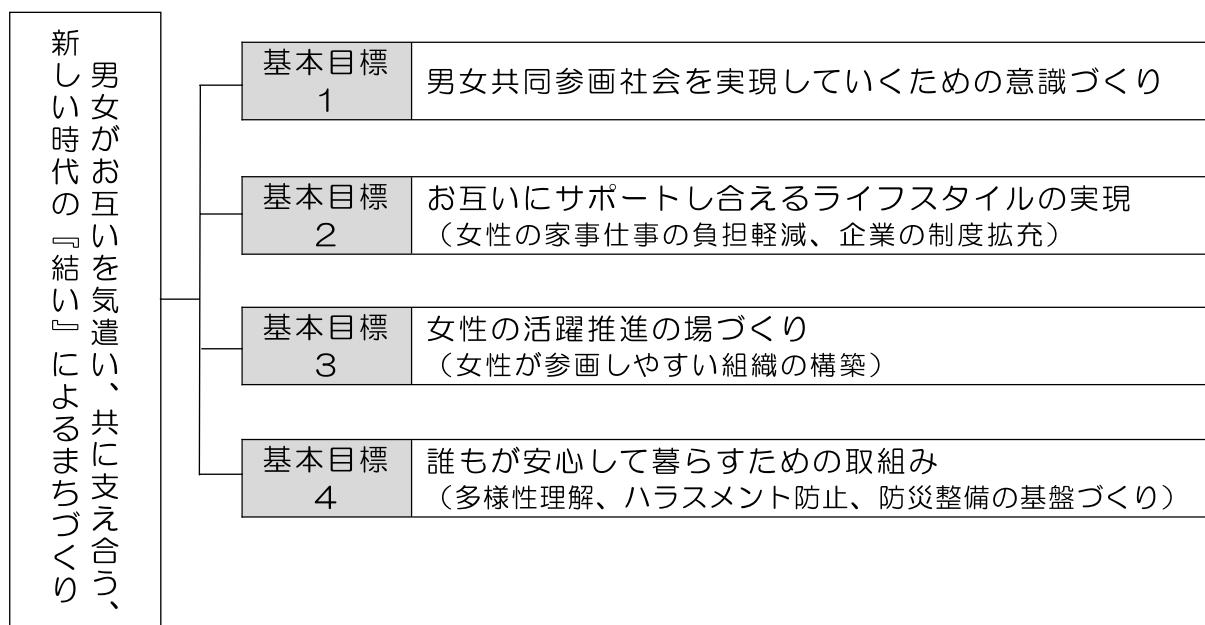
2 基本理念

男女がお互いを気遣い、共に支え合う、
新しい時代の『結い』によるまちづくり

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、家庭や職場、地域など社会のあらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に發揮でき、ともに喜びも責任も分かち合っていくまちづくりを目指します。



3 基本目標



4 プランの位置づけ

- ・第2次西和賀町総合計画
- ・男女共同参画社会基本法（第14条第3項）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条第2項）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

5 プランの期間

令和5年度から令和14年度まで（10年間）